

自家用航空機を使用される方へ

搭乗される航空機の航空保険(第三者賠償責任保険)

加入の確認のご協力をお願いいたします。

(平成29年4月1日～)

万が一事故が発生し、搭乗者だけでなく、機外の第三者の生命、身体を害することや、他人の財物を滅失、破損、汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、被害者への賠償を確実に行うことができるよう、適切な航空保険が付保された航空機に搭乗することが必要です。

いわゆる事業用機（航空運送事業者や航空機使用事業者）については、その事業許可に際して、事故の際に必要となる損害賠償のために適切な保険契約が締結されていることを確認している一方で、自家用航空機の保険への加入は自らの判断に委ねられており、現在、航空局では操縦士に対して特定操縦技能審査の機会に適切な航空保険への加入を奨励、指導しているところです。

平成29年1月10日から、国は自家用航空機が国が管理する空港等を利用する際、又は場外離着陸場を利用する際に航空保険加入の有無を確認することで、無保険の状態で行うことが無いよう措置することとなりました。また、自治体など国以外が管理する空港についても同様の措置を講じるよう指導しております。

つきましては、岡山県が管理する「岡南飛行場」及び「岡山空港」においても、平成29年4月1日から、搭乗される航空機の航空保険(第三者賠償責任保険)加入の確認をさせていただきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。(保険未加入の場合、空港の使用は出来ません。)

(本件についてのお問合せ先)

岡山県県民生活部航空企画推進課 電話 086-226-7282